

第3期第一種特定鳥獣(ツキノワグマ)保護計画の概要

1 計画策定の背景及び目的

西中国地域(島根県、広島県、山口県)のツキノワグマは他地域から孤立して分布しており、環境省のレッドデータブックでは「絶滅のおそれのある地域個体群」として掲載されており、平成6年度から狩猟が禁止され、個体群の存続を図る措置が積極的にとられてきた。

一方、ツキノワグマは農耕地や人家周辺に出没し、農林業被害や人身被害を発生させることから、地域住民との間に軋轢を生じている。

島根県、広島県、山口県では、平成14年度から3県共同で鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画を策定し、総合的、科学的な保護管理を行ってきたが、大量出没や錯誤捕獲による個体除去数の増加、農林業被害や人身被害の発生等が依然として問題となっている。

このため、ツキノワグマによる人身被害を回避し、農林業被害を軽減するとともに、地域個体群の長期にわたる維持を図ることを目的として、第3期特定鳥獣保護管理計画を策定したところであるが、この度、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が改正され、特定鳥獣保護管理計画の見直しが行われたことから、ツキノワグマを第一種特定鳥獣(以下「特定鳥獣」という。)とし、第一種特定鳥獣保護計画として策定することとした。

2 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

なお、本計画は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」の施行日(平成27年5月29日)において変更し、「第一種特定鳥獣保護計画」とする。

3 特定鳥獣の保護を行う区域

山口県全域

4 特定鳥獣の保護の目標

(1) 現状

① 生息環境

ツキノワグマの恒常的分布範囲の植生状況は、アカマツ林(自然林)、クヌギ・コナラ林、常緑針葉樹植林の3小区分植生で全体の7割以上を占めている。

② 生息状況

[分布]

分布状況を経年的にみると、平成10～11年度における恒常的生息域は約5,000km²、平成14～17年度においては約7,000km²であったが、これに対して、平成18～22

年度における恒常的生息域は約7,700km²となり、第1期計画策定時と比べると約1.5倍、第2期計画策定時と比べると約1.1倍に拡大した。

[生息数]

平成21～22年度の調査によると、生息数は約450頭～約1,290頭（中央値約870頭）と推定され、平成10～11年度に同じ方法で調査した結果では、生息数は約280頭～約680頭（中央値約480頭）、平成16～17年度では、生息数は約300頭～約740頭（中央値約520頭）であった。

また、生息密度は、平成10～11年度が0.31頭/km²、平成16～17年度は0.29頭/km²であり、平成21～22年度における生息密度0.39頭/km²と比較して大きな差は見られなかった。

③ 被害状況

本県におけるツキノワグマによる農林作物等の被害額の推移は次表のとおりである。

(単位：千円)

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
果樹・養蜂等	11,952	6,399	4,028	3,383	2,271	2,216	8,517

④ 捕獲状況

本県におけるツキノワグマの出没・獲数の推移は次表のとおりである。(単位：頭)

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
捕獲頭数	33	4	5	3	7	2	58

(2) 保護の目標

次の項目について目標を定め、地域の合意形成に配慮しながら、総合的な施策を実施する。

【被害防除対策】

ツキノワグマに関する情報や被害回避の方法を広く周知し、人身被害を防止する。農林業被害額については、指標を定め、その動向を点検することにより被害の軽減を図る。人里におけるツキノワグマの誘引要素の排除に努め、ツキノワグマを呼び寄せない環境づくりを進める。

【個体群管理】

現在の個体数を安定的に維持するため、個体の除去を伴わない被害防除法を活用するとともに、錯誤捕獲を減少させることによって除去頭数を減少させる。

【生息地の保護及び整備】

奥山において、広葉樹の維持・再生など、ツキノワグマの生息にとって好適な環境づくりに努め、奥山への定着を図る。

【普及啓発】

地域住民に保護管理について理解を求めるとともにツキノワグマの生態と被害防止方法について普及啓発を図り、ツキノワグマと人との共存の意識を醸成する。

(3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

地域住民や市町の理解と協力を得て、地域を中心に関係者が一体となって取り組むことにより目標の達成を図る。西中国地域の島根県、広島県、山口県の3県がお互いに連携を図りながら施策を行う。

また、生息状況、被害状況、捕獲状況等のモニタリングの結果をフィードバックし、計画の修正・最適化を行うことにより、目標の達成を図る。

3県の行政機関や学識経験者等からなる「西中国山地ツキノワグマ保護管理対策協議会」の審議状況を踏まえて、本計画の推進状況の評価・見直しを行う。

5 特定鳥獣の個体群管理に関する事項

(1) 捕獲の管理にかかわる基本方針

被害防除はまず非致死的な方法を検討し、やむを得ない場合に個体の除去を検討する。個体の除去に当たっては、「ツキノワグマ管理活動指針」及び「問題グマ判断指針」による西中国3県共通の基準に基づき、その必要性についての十分な協議・検討を行った上で判断する。

除去頭数の上限目安値は西中国3県で年間78頭とする。

(2) 学習放獣の普及

人身被害を発生させた個体や農林作物家畜等の被害を再発させた個体以外は、地域住民の理解を得ながら学習放獣に努める。

ただし、大量出没等により地域住民の不安が増大している場合等であって、地域住民の人身被害防止や安心・安全の観点からやむを得ないと判断される場合（市町及び地元関係者等との協議により判断）等はこの限りでない。

(3) 錯誤捕獲防止対策

① くくりわな及びはこわな等の適正な設置及び管理の指導

錯誤捕獲を防止するため、わなの適正な設置及び管理が行われるよう必要な措置を講じる。

② 錯誤捕獲個体の対応

原則として、生息地に放獣する。

ただし、大量出没等により地域住民の不安が増大している場合等であって、地域住民の人身被害防止や安心・安全の観点からやむを得ないと判断される場合（市町及び地元関係者等との協議により判断）等はこの限りでない。

③ くくりわな架設禁止区域の設定

主要生息地域においては、くくりわな架設禁止区域を指定するよう努める。

(4) 大量出沒時の対応

大量出沒の兆候がある時に住民への警戒を呼びかけるとともに、正確な情報を伝える広報体制を整備する。

また、人里への出沒を抑制するため、残飯や不要果実の撤去等被害防除対策を徹底する。

6 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

(1) 生息環境の保護

恒常的生息域における開発行為の状況等を把握し、生息域の確保が図られるよう努める。

(2) 生息環境の整備

生物多様性が確保できる植生の保全・整備を図るため、長期的には、人工林の間伐等による下層植生の回復、広葉樹の植栽等による多様な森林づくりなど、ツキノワグマの生息できる自然環境の整備を図り、人による生産活動とツキノワグマの生息場所の棲み分けができる環境づくりを進めていく。里山林においては、適切な管理（下刈りや食物となる樹種の除去等）を行うことにより、ツキノワグマの人里への接近を防止する緩衝機能を持たせるよう努める。

本来の生息地である奥山から人里への移行地帯となる里山林にかけての生息地環境（食物資源量など）に関する情報等の収集に努める。

7 被害防除対策

(1) 人身事故の防止

生ゴミ等の保管方法や収集方法を改善するとともに、人家周辺のカキの木等のトタン巻き、伐倒等を促進する。地域住民及び観光客や登山者等に対して、ツキノワグマの生態に関する正しい知識の提供と普及啓発を行う。人家周辺の里山の利用を促進することにより、ツキノワグマと人間活動域の間に緩衝地帯を整備する。

(2) 農林業家畜被害等の防止

電気柵の設置等を推進するとともに、森林の隣接地におけるツキノワグマを誘引する作付けの回避など、農地周辺に呼び寄せない取組についても、県関係部局・市町との連携により進めていく。

(3) 被害発生時の対応策の改善

日時、場所、被害発生 の 要因、防除対策の有無、発生後の対応等に関する情報を整理し、対応指針や防除法等の効果的な対策を検討する。

(4) 追い払い等の管理体制整備

ツキノワグマの追い払いや住民への指導・普及を行うための体制整備を図る。

(5) 新たな被害対策の開発及び効果的な対策の普及

森林と集落との境界の環境整備や犬などを用いた新たな被害防止対策の手法を検討する。

8 モニタリング等の調査研究

生息状況、生息環境、捕獲状況、被害状況、住民の意識、管理活動の評価等について、3県共同でモニタリングを実施することとし、その体制を整備する。

9 その他特定鳥獣の保護のために必要な事項

(1) 計画の実施体制

① 計画実施機関

県・市町、地域住民、農林業者、猟友会、関係団体等が協力して計画を推進する。県や市町は、地域住民に計画の推進に関する必要な情報を公開するとともに、地域住民から提供されるツキノワグマの生息状況等に関する情報や意見を積極的に取り入れ、計画の推進に努める。

② 学習放獣実施体制の整備

学習放獣は専門的知識と技術を必要とするため、獣医師の協力体制を整備、猟友会等関係者を対象とした学習放獣実施についての研修、関係市町及び地域住民に対する学習放獣実施についての説明と普及啓発を推進する。

(2) その他

本計画を円滑に推進するためには、地域住民をはじめとした関係者との理解と協力が不可欠であることから、保護の趣旨・必要性・施策の内容について理解を求め、合意形成を図るよう努める。